

和歌山県森林環境保全整備事業補助金交付要綱

平成12年4月7日 森第 33 号

(最終改正)

令和3年7月15日 森第07150001号

(趣旨)

第1条 知事は、森林の持つ国土保全、水源かん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能に対する社会的要請にこたえ、調和のとれた森林の造成を計画的かつ効果的に推進し、森林の総合的機能の発揮と山村社会の発展に資するため、和歌山県森林環境保全整備事業（以下「本事業」という。）を行う者に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）、和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け47林野政第640号）、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知、以下「国保全要綱」という。）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知、以下「国保全要領」という。）に基づき実施する森林環境保全直接支援事業及び特定森林再生事業、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官及び21水港第2724号水産庁長官通知、以下「農山漁村実施要領」という。）に基づき実施する森林整備事業、激甚災害に係る森林災害復旧事業事務取扱要綱（昭和56年4月17日付け56林野造第52号農林水産事務次官依命通知）、激甚災害に係る森林災害復旧事業実施要領（昭和56年4月17日付け56林野造第53号林野庁長官通知）及び激甚災害に係る森林災害復旧造林事業費補助金交付要綱（昭和56年7月21日付け56林野造第58号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する森林災害復旧事業、森林整備活性化資金を活用して行う森林整備活性化資金支援事業及び気象災等による被害跡地で行う県単独森林災害復旧事業とする。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助対象事業における補助対象経費、補助率及び事業主体は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請書)

第4条 交付申請は、原則として補助事業完了後に行うものとし、国保全要綱に基づき実施する森林環境保全直接支援事業及び特定森林再生事業の申請書の提出期限については2月末日まで、その他の事業については3月25日までとする。ただし、下刈りに係る事業の申請は、10月末日までとする。

2 規則第4条に規定する補助金等交付申請書(別記第1号様式)に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 整備内訳表(別記第2号様式)
- (2) 苗木明細表(別記第3号様式)
- (3) 位置図(5万分の1及び5千分の1の地形図)
- (4) 施業図
- (5) 搬出材積集計表(別記第4号様式)
- (6) 社会保険等の加入実態状況調査表(別記第5号様式)
- (7) 役員等に関する名簿(別記第6号様式)
- (8) 平均胸高直径調査表(平均胸高直径18cm未満の保育間伐に限る。)(別記第7号様式)
- (9) 森林所有者等との協定書の写し(事業主体が森林所有者等との協定に基づいて行う事業に限る)
- (10) 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向けチェックシート(「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け(令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知)」を踏まえて作成するものとする。請負により事業を実施する場合、チェックシートは請負者が記入するものとする。なお、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去1年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できるものとする。)
- (11) その他知事が必要と認める書類

3 前項にかかわらず、施工地の位置、区域、面積、施業状況がわかるオルソ画像(中心投影や撮影方向、地形によって生じる画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正した画像のことで、正射投影画像ともいう。正射投影画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含むものとする。)等を提出する場合は、(3)および(4)の書類について省略することができるものとする。

4 補助金の交付申請は、別表(第3条関係)に規定する事業区分ごとに行うものとする。(補助金交付申請手続等の委任等)

第5条 事業主体は、規則第4条の規定による補助金交付の申請及び補助金の受領に関する事務を造林地所在の市町村長又は森林組合等(以下「森林組合等」という。)に委任して行うことができる。ただし、委任を受けた森林組合等は、前条第1項の規定による書類のほか、事業主体からの委任状を提出しなければならない。

2 前項の委任を受けた森林組合等は、補助金を代理受領したときは、速やかに当該事業主体にこれを支払い、かつ、その支払を明らかにした書類を保管するとともに、県から

の補助金交付後おおむね30日以内に事業主体に対する支払状況を森林環境保全整備事業補助金配布完了報告書（別記第8号様式）に森林環境保全整備事業補助金配布明細書（別記第9号様式）その他知事が必要と認める書類を添えて知事に報告するものとする。

- 3 第1項の委任を受けた森林組合等は、補助金交付の決定に付された条件を当該委任した事業主体に通知し、通知を受けた事業主体は、当該通知に係る条件を厳守しなければならない。

（交付条件）

第6条 第2条に規定する事業に係る補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内（特定森林再生事業のうち森林緊急造成及び被害森林整備にあつては20年以内、重要インフラ施設周辺森林整備にあつては10年以内）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備、森林資源循環利用林道整備、山村強靱化林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- （2） 森林経営計画に基づいて行う事業であつて、当該森林経営計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額（当該事業の査定係数が90となる場合にあつてはその差額）を返還すること。
- （3） 森林経営管理法第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）に基づいて行う事業であつて、同法第40条第1項及び第2項の規定により当該実施権配分計画が取消しとなった場合は、当該取消となった実施権配分計画に基づき、当該取消を受けた日から起算して過去5年間以内に実施された当該事業に係る補助金相当額（当該事業の査定係数が90となる場合にあつてはその差額）を返還すること。
- （4） 補植、保育等成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- （5） 更新伐を行った場合、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りでない。
- （6） 補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- （7） 長期育成循環施業通知に規定する更新伐の個別林分型において立木の材積が長期

育成循環施業協定又は森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は長期育成循環施業通知に規定する更新伐のモザイク林誘導型において施業実施年度から起算して5年以内に伐区の隣接区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。

(竣工検査)

第7条 第4条第1項に規定する交付申請書を受理した振興局長は、速やかに和歌山県森林環境保全整備事業検査要領（平成28年5月26日付け森第05260015号）により、竣工検査を行うものとする。

2 第1項の竣工検査において、事業主体は知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(書類の提出)

第8条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、事業施行地を管轄する振興局長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第9条 第4条第1項に規定する交付申請書を受理した振興局長は、第7条に規定する竣工検査の結果に基づき、交付決定及び補助金の額の確定を同時に行うものとし、併せて事業施行地を管轄する市町村にその旨を通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月29日から施行し、改正後の規定は、令和元年度の当初予算から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月15日から施行する。

別表（第3条関係）

区分		事業内容	補助対象経費	補助率	事業主体
森林環境保全整備事業	森林環境保全直接支援事業	国保全要領、農山漁村実施要領による	国保全要領、農山漁村実施要領で定められる施業に要する経費	当該事業に要する経費の4/10以内。ただし、森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による森林施業及びこれらに必要な路網の整備については5/10以内	国保全要領、農山漁村実施要領による
森林環境保全整備事業・農山漁村地域整備交付金（農業用水保全の森づくり事業・漁場保全の森づくり事業）	特定森林再生事業（森林緊急造成・被害森林整備・重要インフラ施設周辺森林整備）			当該事業に要する経費の4/10以内。ただし、市町村及び森林整備法人等が行う森林緊急造成及び重要インフラ施設周辺森林整備については5/10以内	
	特定森林再生事業（保全松林緊急保護整備）			当該事業に要する経費の7/10以内	
農山漁村地域整備交付金（森林基盤整備事業・農業用水保全の森づくり	共生環境整備事業（森林空間総合整備事業・農地の森整備事業）			当該事業に要する経費の7/10以内。ただし、用地等取得については4/10以内	

事業・漁場保全の森づくり事業)	機能回復整備事業 (特定森林造成事業)	特定林地改良			
		耕作放棄地等森林造成・花粉発生源対策促進事業			当該事業に要する経費の4/10以内
森林災害復旧事業	1 被害木等の伐採及び搬出	跡地造林と一体的に行うことが必要な激甚災害を受けた樹木（当該激甚災害を受けた樹木以外の樹木であって、当該激甚災害を受けた樹木の伐採跡地における造林の障害となるものを含む。以下「被害木等」という。）の伐採及び搬出（搬出に必要な破断及び集積を含む。）に要する経費	当該事業に要する経費の3/4以内	市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、法人でない団体であって、森林所有者（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会を除く。）がその主たる構成員となっており、かつ、団体の目的、代表者、代表権の範囲、団体の意志決定の機関及びその決定の方法、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項並びに会費の徴収が必要である場合には、その徴収方法の規約を有しているもの、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された公益法人（造林事業を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体が、社団法人にあっては総社員の表決権の過半数を保有し、財団法人にあっては基本財産の額の過半を拠出しているものに限る。）、造林の事業を行う一部事務組合及び財産区	
	2 被害木等の伐採跡地における造林	被害木等の伐採跡地における森林の復旧を目的として、苗木の植栽又は種子の播付け及びこれらに伴う作業（以下「跡地造林」という。）に要する経費			
	3 倒伏した造林木の引起こし	激甚災害により倒伏した造林木の引起こし（以下「倒木起こし」という。）に要する経費			
	4 作業路の開設	被害木等の整理、跡地造林及び倒木起こしの作業を行うために必要な作業路の開設に要する経費			
県単独森林災害復旧事業	1 被害木等の整理	気象災等による被害跡地で行う被害木の伐採及び搬出（搬出に必要な破断及び集積を含む。）に要する経費。ただ	当該事業に要する経費の4/10以内	森林組合	

		し、県下で激甚な森林被害が発生した時に限る。	
森林整備活性化資金支援事業	21世紀型先進林業地総合整備資金制度実施要綱（平成6年8月15日付け6林野企第125号農林水産事務次官通知）第2の5に規定する森林整備活性化資金の貸付を受けて行う森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整第882号農林水産事務次官依命通知）に基づく森林環境保全直接支援事業及び環境林整備事業、美しい森林づくり基盤整備交付金実施要綱（平成20年8月4日付け20林整第430号農林水産事務次官依命通知）に基づく美しい森林づくり基盤整備交付金の対象事業、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官依命通知）に基づく農業用水保全の森づくり事業及び漁場保全の森づくり事業の実施に要する経費	当該事業に要する経費の0.3/10以内	森林整備活性化資金を活用して森林環境保全直接支援事業、環境林整備事業、美しい森林づくり基盤整備交付金の対象事業、農業用水保全の森づくり事業及び漁場保全の森づくり事業を実施するもの

別記第1号様式（第4条関係）

年度森林環境保全整備事業補助金交付申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所
氏名

年度において、森林環境保全整備事業を実施しましたので、補助金を交付されるよう和歌山県補助金等交付規則第4条及び和歌山県森林環境保全整備事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第5条の2に規定する補助金等の交付の除外要件に該当することが判明した場合又は同規則第10条第2項の規定に違反した場合には、同規則第17条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

関係書類

- 1 整備内訳表
- 2 苗木明細表
- 3 位置図
- 4 施業図
- 5 搬出材積集計表
- 6 社会保険料等の加入実態状況調査表
- 7 ○○役員名簿（法人の場合）
- 8 その他

整 備 内 訳 表

市町村名		事業主体名		代理申請												
事業名 1		事業名 2		事業区分												
番 号	森 林 所 有 者		施 行 箇 所 (市町村名以下 を記入)	事 業		事 業 成 績				森林経営計画等	集約化実施計画	事前計画 提出日	雇 用 の 有 無	育 単 ・ 育 複 別	備 考	
	住 所	氏 名		事業内容	査定区分	樹種 幅員	面積 延長	成績 A	成績 B							

記載上の注意

- 1 施行市町村、事業主体及び事業名別に別様とすること。
- 2 森林組合等が事業主体の委任を受けて申請する場合は代理申請欄に委任を受けた森林組合等の名称を記載すること。
- 3 事業名 1 欄には、森林環境保全整備事業、農山漁村地域整備交付金、森林災害復旧事業等の別をそれぞれ記載すること。
なお、よみがえりの森整備事業については、「（よみがえりの森）」と併せて記載すること。
- 4 事業名 2 欄には、森林環境保全直接支援事業、特定森林再生事業、共生環境整備事業、機能回復整備事業、農業用水保全の森づくり事業、漁場保全の森づくり事業の別をそれぞれ記載すること。
- 5 事業区分欄は、特定森林再生事業、農業用水保全の森づくり事業、漁場保全の森づくり事業にあつては、森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備、保全松林緊急保護整備の別を記載するとともに、保全松林緊急保護整備については、（ ）書きで保全松林健全化

整備又は松林保護樹林帯造成の別も併せて記載すること。

また、共生環境整備事業にあつては、森林空間総合整備、絆の森整備の別を、機能回復整備事業にあつては、特定林地改良、耕作放棄地等森林造成、造林未済地緊急造林の別を記載すること。

- 6 施行箇所欄には、該当するすべての大字、字及び地番を記載すること。また、森林災害復旧事業にあつては、地区名及び施行団地名を併せて記載すること。
- 7 事業内容欄には、人工造林、樹下植栽、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐、更新伐、森林保全再生整備、衛生伐、鳥獣害防止施設等整備、森林作業道、森林環境教育促進整備、森林健康促進広場、里山林機能強化整備、市民参加型森林整備、野生生物共生林整備、特定林地改良等の別をそれぞれ記載すること。また、森林災害復旧事業にあつては、事業区分（被害木等の整理、跡地造林、倒木起こし又は作業路開設の別）を記載すること。
- 8 査定区分欄は、森林環境保全直接支援事業にあつては該当する計画区分（森林経営計画、実施権配分計画、特定間伐等促進計画等の別）を記載し、特定森林再生事業にあつては保安林等の区分を記載すること。
また、森林災害復旧事業及び県単独森林災害復旧事業にあつては、事業区分別の類型別単価における類型区分を記載すること。
- 9 面積は、ヘクタールを単位として単位以下2位までとし、3位以下は切り捨てること。
- 10 事業の内容が森林作業道である場合には、事業成績欄に幅員及び延長を記載するほか、成績A欄に作業道名（又は作業路名）を記載すること。
- 11 事業の内容が保育等（植栽、森林作業路又は付帯施設に係るものを除く。）である場合には、事業成績欄に樹種及び面積を記載するほか、備考欄に林齢を記載し、うち除間伐等の伐採に係るものにあつては、成績A欄に除伐、保育間伐、間伐、更新伐の別及び伐採率を、成績B欄にヘクタール当たりの搬出素材材積を記載し、枝打ちにあつては、成績A欄にヘクタール当たりの枝打本数を、成績B欄に枝打高を記載すること。
また、森林災害復旧事業及び県単独森林災害復旧事業等の被害地関係にあつては、面積欄に被害区域面積及び被害率を、成績A欄に施行実面積（被害区域面積×被害率）を記載し、倒木起こしにあつては、成績B欄にヘクタール当たりの倒木起こし本数を記載すること。
- 12 事業の内容が植栽に係るものである場合には、成績A欄にヘクタール当たりの樹種別植栽本数を、成績B欄に自家養成又は林業種苗法（昭和45年法律第89号）第18条に規定する生産事業者表示票に基づく購入先等を記載すること。
- 13 事業の内容が鳥獣害防止施設等整備又は森林保全再生整備である場合には、樹種欄に当該施設により保全する箇所の樹種を、面積欄に施設等整備事業量を記載するほか、成績A欄に施設の内容を、成績B欄に施設の構造・規格を、備考欄に当該施設により保全する箇所の樹種の林齢及び区域面積を記載すること。
- 14 森林経営計画等欄は、森林経営計画の認定番号、又は経営管理実施権配分計画の整理番号を記載すること。
- 15 集約化実施計画欄は、集約化実施計画の団地名を記載すること。
- 16 森林作業に従事した者に当該施行箇所の森林所有者又は森林を所有する会社等の従業員がいる場合は、備考欄にその旨を記載すること。
- 17 備考欄には、施行箇所ごとの該当する単価番号（森林整備事業等標準単価一覧表に記載）を記載すること。
- 18 和歌山県森林環境保全整備事業補助金実施要領（平成28年5月26日付け森第05260014号）第4（2）ア）に定める完了後の写真（完了状況の成績がわかるもの）、及び、カ）の写真を添付すること。

苗木明細表

(1) 樹種別成績

樹種 数量	スギ	ヒノキ						計
面積 (ha)								
本数 (本)								

(2) 苗木需給成績

樹種	苗齡	所要本数	自家養成	自己購入			組合幹旋			計		
				地元購入	移入		地元購入	移入		地元購入	移入	
					郡外	県外		郡外	県外		郡外	県外
	年	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本

(注) 造林が無い場合は省略するものとする。

搬出材積集計表

集約化団地名： _____

番号	施行箇所	面積 (ha)	搬出材積 (m3)	証明書等	搬出方法	備考
計		(A)	(B)			

1 ha当り搬出材積 : $\frac{(B)}{\quad} \div \frac{(A)}{\quad} = \quad \text{m3/ha}$

記載上の注意

- 1 番号欄は、整備内訳表の番号と一致させること。
- 2 証明書等欄については、搬出材積を証明する資料名を記載すること。
- 3 搬出方法欄は、車輛系、架線系の別を記載すること。
- 4 搬出を行っていない箇所についても、搬出量をゼロとして記載すること。

社会保険等の加入実態状況調査表

実施期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

整理番号	
------	--

作業者名	労災保険		雇用保険		健康保険		厚生年金保険		退職金共済 <small>(林業退職金共済制度以外)</small>		退職金共済 <small>(林業退職金共済制度)</small>		計	直営・請負 別	備考	番号
	加入	6点	加入	1点	加入	5点	加入	9点	加入	2点	加入	3点				
												合計				
												平均				

記載上の注意

- 1 加入欄は、該当する保険に加入している場合に「○」を記載すること。
- 2 退職金共済は、林退共、中退共、建退共等について該当する場合に記載すること。
- 3 作業者の雇用状況（常用、臨時、再雇用等）を備考欄に記載すること。
- 4 番号欄は、従事した箇所の番号（整備内訳表の番号）を記載すること。

役員等に関する名簿

申請者	名 称		住 所					
役 職 名	氏名（フリガナ）		生年月日				性別	備 考
	性	名	元号	年	月	日		
	()	()						
	()	()						
	()	()						
	()	()						
	()	()						
	()	()						
	()	()						
	()	()						

添付書類

登記簿謄本又は定款等の写しのいずれかを添付

（注）

- 1 法人の登記事業明細書に登載されている役員全員について記載すること。
- 2 「元号」は、次のように記載すること。
 明治：M 大正：T 昭和：S 平成：H 令和：R
- 3 記載しきれない場合は、複数枚作成すること。

平均胸高直径調査表

樹種・林齡： _____ ・ _____ 年生

(単位：本)

標準値 胸高直径	①	②	③	④	⑤	⑥	本数計	直径合計
6								
8								
10								
12								
14								
16								
18								
20								
22								
24								
26								
28								
30								
32								
34								
36								
38								
40								
合計							(B)	(A)

平均胸高直径： (A) cm ÷ (B) 本 = cm

別記第8号様式（第5条関係）

年度森林環境保全整備事業補助金配付完了報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

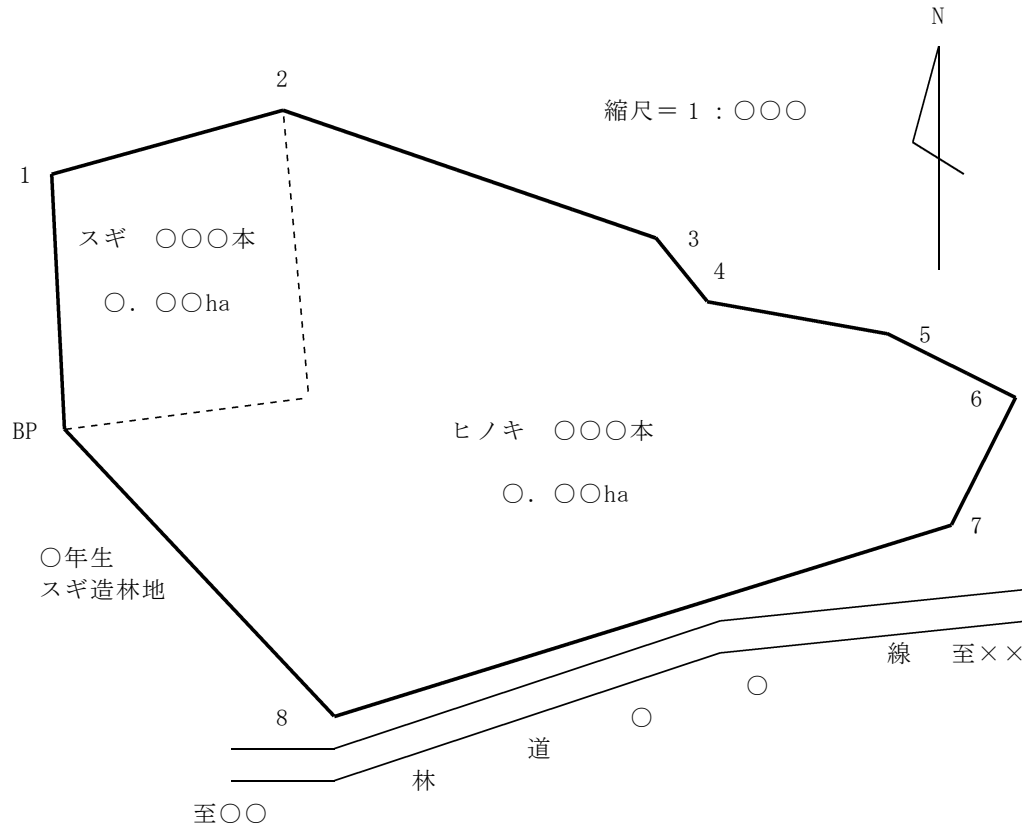
申請者 住所
氏名

先に一括代理受領した 年度森林環境保全整備事業補助金の支払を完了しましたので、和歌山県森林環境保全整備事業補助金交付要綱第5条の規定により、森林環境保全整備事業補助金配付明細書を添えて報告します。

参考様式

施 業 図 (番 号)

- 1 造林者氏名 :
2 造林地 : 市 (町村) 大字 字 番地
3 実測面積 : . ヘクタール



(注)

- 1 樹種区界は実測、その他は目測
- 2 除地 (1箇所0.01ha以上) があるときは図示する。
- 3 搬出集積ポイントがあるときは図示する。
- 4 周辺の地形地物等の特徴を略記する。
- 5 番号は、申請番号と一致させる。
- 6 面積の単位はヘクタールとし、単位以下3位を切り捨てて2位止めとする。
- 7 施業図は1件1葉とし、縮尺は0.5ha未満は500分の1、3ha未満は1,000分の1、5ha未満は2,000分の1、10ha未満は3,000分の1、10ha以上は5,000分の1とするものとする。
- 8 測量年月日、天候及び測量者氏名を記した測量成果を添付すること。
- 9 コンパス測量の場合の成果項目は、測点、方位角、高低角、斜距離、起点 (B. P.) の位置とし、起点の位置は、公共座標値又は緯度経度を入力するか、不明な場合は、5,000分の1の位置図へ起点の位置を明記すること。
コンパス測量以外については、適宜作図に必要な項目を入力すること。
- 10 間伐、更新伐に係る交付申請の場合は、既設の森林作業道の線形及び延長を記載すること。